消防だより
虹のマーチ
2010.2
第15号
川越地区消防組合

右上・左：防火訓練、喜多院慈恵堂への放水
右下：消火訓練、水消火器を使用した初期消火訓練

川越市文化財防火訓練を実施しました

1月22日、川越市小仙波町一丁目地内の喜多院・仙波東照宮・日枝神社で、川越市教育委員会、川越市文化財保護協会などと連携協力して、川越市文化財防火訓練を実施しました。

文化財防火訓練は、毎年、1月26日の「文化財防火デー」にちなみ、全国各地で行われているものです。文化財防火デーは、昭和24年1月26日に、世界最古の木造建築物である奈良県法隆寺の金堂が焼損したことを契機として、昭和30年に、当時の文化財保護委員会（現在の文化庁）と国家消防本部（現在の消防庁）が、定めたものです。

川越市文化財防火訓練は、文化財を火災や震災、その他の災害から保護しながら、住民への文化財愛護思想の普及啓発を図ることを目的としています。昭和34年に、喜多院客殿・書院に防災設備が設置されたのを機に、毎年、文化財防火デーの前後に実施するようになり、今年で五十二回目を迎えています。

訓練は二部構成で実施し、一部の防火訓練は、「喜多院慈恵堂香炉付近から出火、延焼拡大し、東照宮、日枝神社にも飛び火による火災発生のおそれあり」との想定で、消防局の指揮隊や消防隊、川越市消防団、喜多院、東照宮、日枝神社の自衛消防隊など、総勢百二十三人で訓練を実施しました。二部の消火訓練は、水消火器を使用した初期消火訓練を消防局の予防課職員の指導のもと、地元住民を中心に三十人で実施しました。

一・二部の訓練とも、本番さながらの緊張感の中で、喜多院の自衛消防隊を始めとする関係機関と緊密な連携活動を実施することができ、今まで以上に、消防機関と関係機関との連携体制を強化することができました。

消防局は今後も、住民の安心・安全を守るため、日々努力を重ね、更なる災害対処能力の向上に努めます。

【文化財は、国民共通の貴重な財産です。火災等の災害から保護し、次の世代に残すことは、私たちの極めて重要な責務です】

問い合わせ　消防局予防課　TEL２２２－０７４４（消火訓練関係）
消防局警防課　TEL２２２－５８９１（防火訓練関係）

春季全国火災予防運動　平成22年3月1日(月)～3月7日(日)

春季火災予防運動が、3月1日から7日までの間、全国一斉に実施されます。

この運動は、火災が発生しやすい時期を迎えるにあたり、毎年この時期に実施しているものです。住民一人ひとりが防火の重要性を自覚し、日常生活での防火を実践することにより、火災による死傷者を減少させ、財産の損失を防ぐことを目的としています。

火の用心　火災を防ぐ心がけ！

ちょっとした不注意から発生する火災が、後を絶ちません。

これからまだまだ寒い日が続き、家庭や職場でストーブなどの暖房器具を使用する機会が多くあります。ストーブからの出火や、日常的に使用するコンロからの出火は、ちょっと注意を払うことで防ぐことができます。また、幼い子供の火遊びによる火災も発生しています。これらの火災を防ぐために、次の点に注意し、火の用心に心がけましょう。

ストーブ火災

最近では、暖房器具そのものの安全性が高まっています。火災原因は、使う人が取り扱い方法を間違えたり、注意事項を守らなかったりしたために、発生しているものがほとんどです。

次のことを守りましょう。

○ストーブの近くで洗濯物を乾かさない

○給油するときは、必ずストーブの火を消す

○給油した後、タンクのふたをきちんと閉めたか確認する
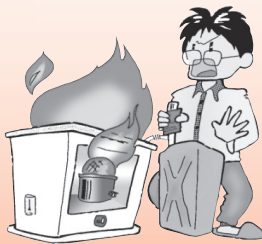
火遊び火災

子供の火遊びによる火災は、大人がいないときや人目につきにくい場所で発生しています。

次のことに気をつけましょう。

○マッチやライターなどは、子供の手の届くところに置かない

○子供だけでは火を取り扱わせない

○子供が火遊びをしているのを見かけたら、注意してやめさせる

○子供に火の恐ろしさ、正しい火の取り扱いについて教える

○幼い子供だけを残して外出することは避ける（幼い子供はいつ、どんな行動をとるか分かりません。寝ている間に買い物などに出かけない）

コンロ火災

ガスコンロや電気コンロなどの火災の多くは「すぐ戻るから大丈夫」と、その場を離れていたことにより発生しています。

次のことに注意しましょう。

○電話や来客などでコンロから離れるときは、必ず火を消す

○コンロ周囲や上部などにフキンや紙などの燃えやすいものを置かない

○調理するときは、袖や服のすそが広がらないようなものを着る

○天ぷら鍋を火にかけるときは、過熱防止装置の設置された側のコンロを使用する

●問い合わせ　消防局予防課　TEL222－0744

平成21年火災概要

平成21年中に川越地区消防局管内で発生した火災は百十九件で、前年同期に比べて二件減少しました。

火災種別ごとにみると、建物火災は五十八件（前年比十三件減少）、車両火災は十六件（同二件減少）、その他火災は四十五件（同十三件増加）となっています。

問い合わせ　消防局指揮統制課　TEL222－0700

火事・救急・救助は119番

2009年度全国統一防火標語「消えるまで ゆっくり火の元 にらめっ子」
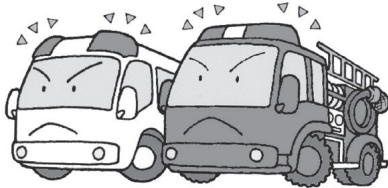
あなたの義務です 住宅用火災警報器の設置・維持管理

火災の発生に気づくのが遅れて、「逃げ遅れ」により多くの方が亡くなっています。

住宅火災による死傷者を減少させるため、消防法が改正されています。法律で、戸建住宅等に「住宅用火災警報器」の設置と、それを維持管理しなければならないことが義務付けられました。

あなたの家に住宅用火災警報器は、設置されていますか？

住宅用火災警報器は、音声や警報音で火災の発生を早期に知らせてくれるものです。火災の発生を早期に知ることができれば、避難することはもとより、初期消火も期待できます。しかし、いざというときに正しく作動しなければなりません。

作動の確認や掃除をするなど、適正な維持管理を心がけましょう。

作動の確認方法

機種により異なりますが、「本体から下がっているひもを引く」か「ボタンを押す」などの方法で、音声や警報音が鳴り、確認することができます。

お手入れ方法

本体にほこりが付くと、火災の煙を感知しにくくなります。年に一度は、乾いた布でふき取りましょう。

台所に取り付けたものは、油や煙などにより汚れが付くことがあります。家庭用中性洗剤を浸した十分絞った布で、軽くふき取ってください。

このとき、内部に水が入らないよう注意しましょう。

＊作動の確認方法やお手入れ方法などは、取扱説明書をご確認ください。

問い合わせ 消防局予防課 TEL222―0744

第十二回救助隊員資格認定訓練を実施しました

救助隊員になることができる消防職員は、法令の規定に基づく基準により、

①消防大学校や消防学校にて所定のカリキュラムを修了した者

②救助活動に関し、それらの学校を修了した者と同等以上の知識及び技術を有するものとして消防長が認定した者

として定められています。消防局では、前記②に該当する消防職員の養成および消防部隊の強化を図ることを目的として、「救助隊員資格認定訓練」を平成9年度から実施しています。

はしごを使用して救出する訓練

上：ロープを渡る訓練
右：金属を切断する訓練

この訓練は、救助隊員として必要とされる知識、技術、体力および精神力を備えるために行うものです。普段から自己研さんに努めている職員であっても、一筋縄ではいきません。

しかし、訓練を終了するころには、複雑多岐にわたる救助方法を知り、その救助方法を実施するための技術、体力を会得します。救助隊員として任務を遂行するための統率力、協調性などの精神力が備わるようになります。

11月26日から12月22日までの十九日間、川島消防署で実施した訓練には、消防局の職員九人、埼玉県警察機動隊の隊員二人の計十一人が参加し、すべての訓練を良好に終了しました。そして、訓練に参加した消防職員九人全員に救助隊員としての資格が認定されました。これまでに、総勢百五人の救助隊員資格認定者が輩出されています。

また、埼玉県警察機動隊の隊員を迎えて訓練を実施しており、消防機関と警察機関との連携強化のうえでも、重要な役割を果たす訓練となっています。

消防局は、今後も、このような訓練を実施し、住民の安心・安全を守るため、日々努力を重ね、更なる消防救助技術の向上に努めます。

問い合わせ 消防局警防課 TEL222―5891

火災予防を呼びかけています

幼年消防クラブ絵画展

毎年、春季火災予防期間中に、幼年消防クラブの絵画展を開催しています。

開催日時 3月6日(土)・3月7日(日)
開催時間 午前10時～午後4時30分
開催場所 アトレ(川越市脇田町)
6階コミュニティールームA

園児たちの描く、個性あふれた消防自動車などの絵をご覧ください。

皆さんのご来場お待ちしています。

問い合わせ 消防局予防課 TEL222-0744

火事・救急・救助は119番

2009年度全国統一防火標語「消えるまで ゆっくり火の元 にらめっ子」

平成20年度決算

平成20年度決算額

歳出　47億6,727万7,010円

公債費（借入金の元金、利子の返済のための経費）209,205,664円（4.4%）
議会費（議員報酬等の議会運営費）4,877,831円（0.1%）
総務費（組合管理者等の特別職・公平委員・監査委員の報酬等の経費）3,152,558円（0.1%）

歳出
消防費（常備消防・救急等に必要な経費、消防施設の建設費など）4,550,040,957円(95.4%)

歳入　47億8,875万7,047円

組合債（金融機関等からの借入金）115,700,000円（2.4%）
繰越金（前年度からの持ち越されたお金のこと）52,058,879円（1.1%）
国庫支出金（国からの補助金）24,870,000円（0.5%）
繰入金（基金からの繰入金）22,085,000円（0.5%）
諸収入（他の収入科目に含まれないお金のこと）20,209,217円（0.4%）
使用料および手数料（消防関係検査等の手数料）5,559,933円（0.1%）
財産収入（基金運用の利子等）1,187,614円（0.0%）

歳入
負担金（構成市町からの負担金）4,547,086,404円(95.0%)
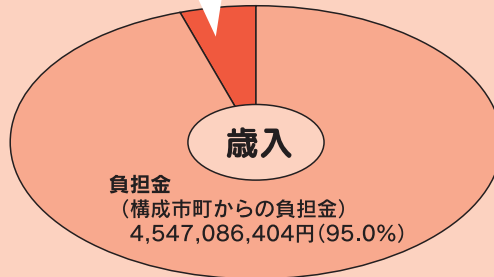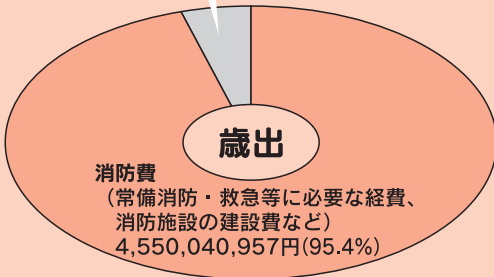
【負担金】消防行政を運営するのに必要な主な財源は、組合を構成する川越市と川島町からの負担金です。

※比率(%)は、原則として小数点以下第2位を四捨五入しています。そのため、構成比率が100.0とならない場合があります。また、表中の「0.0」は、当該数値が表示単位未満のものです。

消火・救急・救助協力ありがとうございます

次の消火・救急・救助協力に対して、消防局長が感謝状を贈りました。

◎救急活動協力に貢献されました。
・鴻巣市南二丁目　小山暢久さん
・川越市笠幡　松林幸一郎さん

問い合わせ　消防局総務課　TEL222−0741

虹色通信　－ワッペン（腕章）－

消防の仕事は、消火活動、救急活動、救助活動と多岐にわたっています。
消防職員の制服には、士気の高揚、隊の識別のため、ワッペン（腕章）がついています。
今回は、消防職員が身に付けているワッペンを紹介します。

消防局（消防マーク）

消防隊（筒先）

救急隊（生命の星）

救助隊（カラビナ）

音楽隊（トランペット）

また、各ワッペンには共通して“雁（かり）”が描かれています。渡り鳥として有名な雁（かり）には、役割を分担し、互いに助け合い、励まし合い、どんなことがあっても決して仲間を見捨てず、最後まであきらめず、目的に向かって飛んでいく習性があるそうです。
私たち消防職員も雁（かり）のように、住民の安心安全を守るという目的に向かい、日々訓練を重ねています。

問い合わせ　消防局総務課　TEL222−0741

消防だより
虹のマーチ　2010.2 第15号
□発行／川越地区消防局　総務課
〒350-0823川越市神明町48-4　TEL 049-222-0741
http://www.119kawagoechiku.jp/
消防テレホンサービス／TEL 223-0700　＊かけまちがいにご注意ください。

平成21年中の火災・救急・救助件数

火 災	119 件
救 急	13,490 件
救 助	187 件

119番入電件数は22,011件でした。

KFD

火事・救急・救助は119番